

平成 2 5 年 第 2 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日（金）午前 1 0 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員	上野操
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午前 10 時
松原委員長	ただいまから、平成 25 年第 20 回教育委員会定例会を開催します。本日は 1 名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。  〔各委員了承〕
委員長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。  〔傍聴人入室〕
委員長	日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と浅野委員にお願いします。次に、日程第 2、議案の審議にまいります。 継続となっております陳情について、審議いたします。補食に関する陳情第 8 号、第 9 号及び第 10 号の 3 件について、一括に審議いたします。 前は一つ一つ丁寧に審議をいたしましたけれど、きょうはこの三つを一括して審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 それでは、各委員からご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。
石井委員	前回の委員会、最後ぐらいのところ、陳情とは別個に、例えばというようなことで、個別具体的なお願い事が出てきたときに、それに対してはどういうふうに対応されるのかということ、対応してほしいというようなことを意見として出したのですが、今日は個別具体的にお願いが出てきたとき、どういう対応をするのかということでもってお聞きしたいのですが。
柴田 教育推進課長	これまでもそういったご要望、ご提案という形でお話をいただいたこともございます。今もそういったお話をいただければお会いをして、そのお話をお聞きして、その上で我々も協議をしながらできるものがあれば、それは我々も話をしていきたいと、そういう姿勢は変わりはありません。
石井委員	わかりました。
委員長	その他ございますか。
尾上委員	私は前回の教育委員会終了後にもう 1 校、また訪問させていただきました。

清新一小に行かせていただきました。現状、夕方、お子さんが元気でグラウンドから入ってきてお別れの会をやったり、すすく登録の方が帰られて、学童登録の方が残っているという様子、本当に元気に過ごしている様子、拝見させていただきました。

お子さんも、知らないおばちゃんがいるなと思って、寄って来る子もいらっしゃって、小学校2年生とおっしゃっておりましたけれども、学童さんだったと思いますけど、1年生のときにはおやつがあったと思うけども、今、おなかすかないとそんな話をしましたら、その子はきっと補食を召し上がってなかったお子さんだったのかもしれないけども、「食べたことない」とそんな言い方を本人はされておりましたけど、そんな状態でした。

後でお伺いしたときに、係の方々に、本当に補食をやっていたときには大きな教室というか、すすくの教室を真ん中でカーテンみたいなもので、そこで食べる子、食べない子と分けていたのですよと。でも本当に、この学校の子はご家庭でいろいろきちんとなさっていて、食べる子、食べない子、違和感ありませんでしたと。私たちも上手に誘導していましたという話をされておりました。

その後の対応はどうですかと聞きましたら、1カ月ぐらいはおなかすいたなんていう声も聞こえていたけども、その後は、子どもたちもきちんとした対応の中で、捕食を欲しがるというような声は、子どものほうからは、むしろ上がってきませんと。保護者のほうからも、直接私たちのほうにはないのですよと。今はスムーズに、夕方までここに来て、元気に帰ってもらってますという、そんな状況のお話がありました。

先ほど石井委員のお話がありましたように、もちろん子どもの体調、成長期でどうしても必要な子というの、本当はないとは言えないだろうなと思ったときに、個別の対応がどうしても必要な場合には全体としてではなくて、対応してあげられるような形というのは、模索していく必要があるのかなと、私はそんなふう感じて。

全体的には、今の段階ではこのままでいいのではないかなと、そんなふうに思いました。以上です。

委 員 長

上野委員さん、いかがでしょうか。

上 野 委 員

まだ私新入りなもので、よく精査していないのですけれども、学童クラブの補食の問題というのは、もちろんすすくスクールは教育行政そのもので、管轄的には教育委員会等がいろいろ考えて、執行側になる役割であることは

	<p>間違いがないと思うのです。</p> <p>そういう教育的な行政として見たときには、いろいろな理由を、廃止についての理由を見ているけれども、廃止すべきだというのが区、あるいは最終的には区長の意見だというふうに承っているわけです。</p> <p>それは、児童福祉行政と競合している問題ですよ。だから教育行政として、教育委員会としてはすすすくスクールというものを中心に発展してきて、学童クラブの人と一緒にやりましょう、そのほうがお互いにいいのではないですかという点で始まっていることですから。特に学童クラブの人たちの補食はやめるべきだ、続けるべきだと、その点だけについて教育委員会で決定するのは、ちょっと無理なことなのではないかと。最終的には、やはり福祉行政の最高責任である区長さんの考えによらざるを得ないのではないかなという気がするのです。各論的なことは別で。</p> <p>だから委員会として、余り各論的なことに入って、それがこれは縦割り行政という意味で言っているのではないのですが、管轄外のことまでもいろいろ議論していくということは、これはいかがかなという、そういう漠然とした感じを、今、持ちながら、皆さんの意見を聞いていました。</p>
委員 長	<p>私も以前に申し上げたことがあるのですが、やはり小学校全てにすすすくスクールが、非常に苦勞なさった上で、もちろん教育委員会のほうですけれども、立ち上がりました。以前は、学童さんは学校外のところに施設があったわけです。そこに、小学校が終わってから通うという、信号を幾つも渡っていく場所もございまして、私の子どもも学童でお世話になったのですけれども、交通事故とかそういったものが非常に心配でした。</p> <p>ところがすすすくスクールができてからは、その学校でそのまま一緒に過ごせるという、すごく大きなメリットがあるなと。そういうことを考えると、やはり補食をとる子、とらない子ということが、やはり教育的にまずい。そういうふうに問われているわけなのです。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
教 育 長	<p>前回、私が全体的な陳情に対する考え方を申し上げたので、ある意味、すすすくスクールという事業を立ち上げた時点で、それまでの学童クラブと一線を画する区としての独自の取り組みを始めたというふうに思っているわけでありまして、出発点においてもいろいろな意見がありました。すすすくスクールをやることによって、1年から6年まで待機児なしでみんな入れる学童クラブになりますよということはありませんけれども、それでもなお学童</p>

クラブとして、それまで機能していた部屋とか人員とか人の配置とか、そういう役割をそのまま残そうというふうな意見もあったことはあったわけです。

でも、そういう形よりも全部の子どもが年齢も超えて、一緒にそのまま生活できる。そこに地域の方々がいろいろ入っていただいているというような、そういうような場所としていこうということの思いが強かった事業だというふうに思いますし、今もそうだというふうに思っています。

ですから、学童クラブということが法的な位置づけがある事業ではありませんけれども、区はその法的なものがある意味超えて、そういうものを包含したような新しい事業を始めたというふうに思っているわけでありまして。だからこそ、学童クラブの子とすくすく登録の子がいますけど、こっちにいる限りにおいては、基本的に皆さん分け隔てなく一緒に過ごすということになっているわけでありまして、そのことの意義が大きいのだろうというふうに思うのです。

だから、確かに今、それぞれ国としても所管の違う二つの省庁が絡む事業というふうに言えば、言えますけれども、現場で考えれば、江戸川区の独自の事業を、今、展開しているのだということでもありますし。そういうものを大事にしていきたいなというふうに思うわけでありまして。

ですから、現場としてもこのことを4月以降始まっても、先ほどもお話もありましたように、クラマネの方とか職員から聞いても、特に支障が出ているというふうに思えませんし。本来、我々が目指した一緒に子どもたちが一定の時間を、地域の大人の方とか異年齢の方々と一緒に遊べるというそういう生活をする場所ができているということ、そういうものを大事にしていくという意味から言えば、補食は廃止した以降、そういう役割を十分に果たしているし、むしろそういう時間がとれるようになったとも言えるのではないかとこのように思っています。

私としては教育委員会に出ている陳情なので、これの出し方というのは、出される方のいろいろな意思があるというふうに思いますけれども、教育委員会としては、とりあえずこうだという判断をしたほうがいいのかというふうに思っています。区議会のほうにも同様の陳情が出ていますし、向こうは向こうで判断をしていかれるというふうに思いますので、この陳情については、とりあえずこの中で、我々はこう考えるということで決定していいのかなというふうに思っています。

考え方自体は、私としては余りこれ以上はないものですから、決をとられるのなら、決をとられても構いませんし。上野委員さんのように、改めても

<p>委員 長</p>	<p>う少し時間をというようなことであれば、もう少しかけてもいいかなというふうに思います。</p> <p>先ほど上野先生が言われたことは非常に大事なことなのですが、でも、それは教育委員会として決めた後、区としてどうするかということが別にあれば、それはそれでそういうことだと思えます。</p> <p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>それでは、これまで10号の場合は2回かと思うのですが、8、9に関しては4回ほど協議をしまいいりました。委員の皆さんのご意見も、ほぼ方向性が出たような、そういうふうに考えております。そこで、本日採決をとる方向で考えておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>皆さんの意見、ほぼ出尽くしたと、私は考えております。</p>
<p>委員 長</p>	<p>わかりました。いかがですか。</p>
<p>教育 長</p>	<p>私は採決しても構いませんが、ただ、上野委員さんの先ほどの、まだ十分でないという発言もありましたので、上野委員さんのお話を聞いた上で決めたほうが良いように思います。</p>
<p>委員 長</p>	<p>そうですね。上野委員さん、いかがでしょう。</p>
<p>上野委員</p>	<p>いろいろ意見を聞いて、一応これまでのいろいろな文章は読んでいますので、先ほど申したことは、そういうことを前提として言っております。この陳情にある補食を復活するということについての、これが一番実質的な問題ですよね。私は、もう皆さん十分議論したようですので、きょう決議しても結構だと思います。</p>
<p>委員 長</p>	<p>では、ほぼ全員が採決をしてもということでございますので、一つ一つ採決をしていきたいと思えます。</p> <p>では、第8号、平成26年度からの補食事業再開をお願いする陳情につきまして、不採択の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>

委員 長	<p>採択の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>それでは、不採択が多いので、陳情第8号は不採択といたします。</p> <p>続きまして、第9号、すすすくスクールにおける補食廃止について意見交換会の開催を求める陳情に対して不採択の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>採択の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>それでは、陳情第9号は不採択といたします。</p> <p>最後に、第10号、食育の観点よりすすすくスクールにおいて補食再開を求める陳情に対して不採択の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>採択の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>それでは、第10号も不採択ということを決定といたします。</p> <p>続いて、第49号議案、第2回江戸川さんしょうがいフォーラム研修会に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>それでは、資料をごらんいただきたいと思います。第49号議案、第2回江戸川さんしょうがいフォーラム研修会に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。</p> <p>こちらの事業につきましては、申請書をごらんいただきたいと思います。団体は江戸川さんしょうがいフォーラムでございます。そして、そちらに代表者の記載もございしますが、これは第2回目ということでございまして、事</p>

	<p>業目的でございますが、発達障がい者を支える地域とは？ひとりひとりにあったトータルな支援を考えるとということでございます。実施時期は11月30日(土)、1日間で実施の予定でございます。会場につきましては東京都立白鷺特別支援学校体育館で行われるものであります。事業規模は250名、対象としては中学校、それからその教諭、保護者、特別支援学校の教諭、そして一般区民、また幼稚園、公立・私立保育園、公立・私立の教諭・保育士・保護者を対象とする事業でございます。</p> <p>経費徴収につきまして、ゼロということでございます。</p> <p>企画書でございますけれども、今回2回目なのですが、教育委員会は初めての後援名義使用の申請でございます。右側にシンポジストと書いてございますが、教育の立場からということで、今回は白鷺特別支援学校の先生がシンポジストとして参加されると、そういうことがございまして、教育委員会の後援名義の申請であるというものでございます。</p> <p>次に予算書にございます。江戸川区発達障害支援民間事業所支援力向上研修費助成という要綱に基づきまして、助成金が出る予定とのことです。</p> <p>続いて規約でございますが、この第3条に目的とございます。この団体の団体目的でございますが、江戸川区内の身体・知的・精神を初めとした障害当事者と関係機関、地域、行政との緩やかな連携を構築し、これに付随する活動を行う。会の名称の「さんしょうがい」というのは、こちらにございます身体・知的・精神、そういう意味でのさんしょうがいという団体でございます。以上、今回が初めての後援の申請でございます。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	今の件につきまして、何かご質問、ご意見があれば、お願いいたします。
尾上委員	江戸川区内の関係者のお集まりということですね。
教育推進課長	対象は基本的に江戸川区ということでございます。
上野委員	この6条ですけど、団体の会員は、この目的に賛同した個人及び団体なのですが、団体は別として個人、例えばあれですか、さんしょうがいといわれていますが、身体・知的・精神を初めとする障がい者の家族とか両親とか、必ずしもそれとは限らないということですね。
教育推進課長	こちらにあるとおり、この活動に賛同された方としての会員という登録は、

	受けられているということでございます。
委員長	その他いかがでしょうか。
石井委員	助成金の出方についてお伺いしたいのですが、まだ、この会が行われていない段階でもって、収入、それから支出が出ているのですが、支出、これだけかかりますよという予定額なのですが、予定額に対してそれが出るということで、予定を下回った場合には返却するという、そういう格好になるのでしょうか。
教育推進課長	<p>まず、この要綱に定められておりまして、その手続としては、まず計画ということでの助成金の対象の経費というものが、もう具体的に示されておりまして、消耗品ですとか講師謝礼ですとか会場使用料。今回は、全てがその対象になるというのが一つです。</p> <p>これに対しまして交付の申請を、まず事前に協議をした上で、申請をしていただく。そういう手続になります。その上で、必要書類等を審査した上で、交付の決定という手続に入りまして、その決定通知をした上で、経費に該当する概算払いとするということで、徴収した費用は経費から除くものとするということになりますので、実際には、最後に助成金の交付請求書というものを団体が提出をし、そういったものを差し引いた上で、その上で助成金の交付を請求してもらった上で交付されるという手続になります。</p>
石井委員	わかりました。
委員長	今回後援名義の申請は初めてですよね。第一回は、要するに後援名義というのは江戸川区が出してもらったのですか。
教育推進課長	前は、被害者意識から当事者意識への大転換というようなテーマで行われまして、そのときには後援はございません。区の後援もありませんでした。
委員長	<p>そうですか、わかりました。その他いかがでしょうか。</p> <p>それでは、この第49号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員 長	<p>それでは、原案のとおり決定といたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>学校給食調理業務委託導入校について、報告をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育関係事務報告でございます。平成26年度、学校給食調理業務委託導入校につきまして、ご報告をさせていただきます。</p> <p>平成14年からこの学校の調理業務につきましては、順次委託化を進めてきたところでございますが、今回、新たに26年度からということで、小学校1校、そして中学校3校、合わせて4校の業務委託を進めてまいりたいということでございます。</p> <p>ちなみに、これで来年26年度の当初で、この4校を含めまして88校の業務委託が行われるということでございます。校名につきましては、皆様にご報告後、定例校長会の中で発表させていただきたいということでございますので、校名につきましては控えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
委員 長	<p>このことにつきまして、何か質問、ご意見があれば、お願いいたします。</p>
尾上委員	<p>来年度が4校ですね。ということで今後も、要するに業務委託をしていくという方向性でしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今、給食調理の退職不補充ということで進めてございます。ですので、その調理師の定年退職ですとか、それから勧奨ですとか、そういった退職になった数、それに見合った形での委託化を進めていくということで、それが一つの要件でございます。</p> <p>ときに、職種の変更する制度もございまして、調理師から学校の用務職への職種の変更も行っておりますので、そういった希望も含めまして、委託校、何校委託するかということ、それから学校の状況、そういったものも勘案して、決定しているところでございます。</p>
委員 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして平成25年第20回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午前10時38分</p>